

令和7年教育委員会11月定例会

日 時：令和7年11月27日（木）午後1時30分
場 所：北秋田市役所第二庁舎 1階 第三会議室

署名 教育長
署名 委員

次 第

1 開 会

2 前回委員会会議録の承認

3 諸報告

（1）教育長報告

① 動静報告

（2）各課所管事項

・教育総務課

- ① 11月行事報告及び12月行事予定
- ② あきたリフレッシュ学園
- ③ 学校給食

・学校教育課

- ① 11月行事報告及び12月行事予定
- ② 学校の状況

・生涯学習課

- ① 11月行事報告及び12月行事予定

（3）各課工事等発注状況

4 案 件

- （1）承認第13号 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第23号 北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について）
- （2）承認第14号 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第24号 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第11号）の関係部分）
- （3）承認第15号 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第25号 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第12号）の関係部分）
- （4）承認第16号 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第26号 工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事））
- （5）議案第27号 北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定について
- （6）報告第11号 専決処理の報告について（専決第27号 北秋田市公民館主事の任免について）

5 その他

- (1) 次回の教育委員会定例会の開催日について
- (2) その他

6 閉 会

1 教育長の動静について(10月30日～11月26日)

No.	日	曜	会議等	会場
1	30	木	総合教育会議②	コムコム
2			定例教育委員会	コムコム
3	31	金	定例部長会	3F大会議室
4			子ども人権デーの集い	阿仁学園
5	3	月	市スポーツ協会創立20周年記念式典・祝賀会	文化会館・コムコム
6	5	水	県北教育長会議	森吉コミセン
7			教育支援委員会②	交流センター
8	6	木	県市町村教育委員会教育長会議・懇親会	県庁第二庁舎・パークホテル
9	7	金	東北書写研秋田大会授業研究会	米内沢小
10			福島県田村市議会行政視察	第3会議室
11			東北書写研秋田大会全体会	コムコム
12	9	日	婦人芸能祭	文化会館
13	10	月	市校長会議	式場
14			日景健貴氏CD贈呈式	式場
15			鷹巣GG協会35周年記念式典・祝賀会	コムコム
16	12	水	職員研修(道の駅)	3F大会議室
17			若者の生きる支援講演会	市保健センター
18	13	木	市議会臨時議会②	議場
19			歯科医師会との協議会	第3会議室
20	14	金	青少年健全育成功労者表彰受賞報告	応接室
21			市職員勤続30年表彰式	3F大会議室
22	15	土	秋田活性化中学生選手権全県大会	秋田市さきがけホール
23	17	月	学校部活動及び地域クラブ活動検討委員会②	第3会議室
24	19	水	学校給食試食会	綴子小
25	23	日	秋田北鷹高校スキーパーク後援会総会・激励会・懇親会	コムコム
26	25	火	校長面接①	式場
27			民俗芸能功労者表彰受賞報告	応接室
28			校長面接②	式場
29	26	水	校長面接③	式場
30			国立交流教員研修会(教育長講話)	式場
31			定例部長会議	3F大会議室
32			教職員永年勤続表彰	式場

【教育総務課】

① 11月行事報告及び12月行事予定

行 事 報 告

月	日	曜	報 告 事 項	場 所	備 考
11	5	水	秋田県市町村教育委員会連合会および秋田県都市教育長協議会合同研修会	秋田市役所5階正庁	
	6	木	全県市町村教育委員会教育長会議	秋田県庁	
	19	水	第2回学校給食試食会	綴子小学校	ロモサルタード丼
	19	水	学校給食食材無償提供事業 ポークランド(鷹巣北部学校給食センター)	鷹巣小、綴子小 鷹巣中	ロモサルタード丼
	26	水	学校給食食材無償提供事業 ポークランド(鷹巣南部学校給食センター)	鷹巣東小、清鷹小	シリアルライス
	26	水	学校給食食材無償提供事業 ポークランド(もりよし学校給食センター)	合川小、米内沢小 合川中、森吉中 阿仁学園	カラフル豚丼
	27	木	教育委員会11月定例会	第二庁舎第三会議室	

行 事 予 定

月	日	曜	予 定 事 項	場 所	備 考
12	25	木	教育委員会12月定例会	第二庁舎第三会議室	
	25～28	木～日	短期チャレンジ留学Ⅱ	合川学童研修センター	

② あきたリフレッシュ学園

(1) 利用状況

学園生 12人 (11月1日現在)	市内小学生	男子 1人	女子 0人
	市外小学生	男子 1人	女子 0人
	市内中学生	男子 3人	女子 4人
	市外中学生	男子 2人	女子 1人
		男子 7人	女子 5人
体験入園 0人 (10月1日～31日)	市内小学生	男子 0人	女子 0人
	市外小学生	男子 0人	女子 0人
	市内中学生	男子 0人	女子 0人
	市外中学生	男子 0人	女子 0人
		男子 0人	女子 0人

(2) 活動内容

(10月15日～11月14日)
駅舎清掃ボランティア(岩野目駅)、ハンドメイドクラフト(レジン細工)、冬支度体験(ボート解体作業、冬囲い(コハゼ、リンゴ)、藁束製作)、自転車整備体験、サイクリング体験(目指せ日本海!)、工作体験(木工作(SL、ミニチュアハウス))、柿収穫体験、柿の渋抜き体験、干し柿作り体験、サビキ釣り体験、男鹿水族館GAO見学、タイヤ交

③ 学校給食

(1) 11月の地場産物メニューの紹介

【鷹巣北部】 「田子ヶ沢のセリを使用したメニュー」 11月6日(木)提供

- ・献立 : セリのかみなり汁、十和田バラ焼き、ほっけみりん焼き、ご飯、牛乳
- ・北秋田市産食材 : セリ、米、ピーマン、にんにく

綴子の田子ヶ沢地区で栽培されているセリを使用した「かみなり汁」を提供します。セリを栽培している農家は少なくなつきましたが、丁寧な手作業で栽培されています。独特の香りとシャキシャキした歯ごたえを楽しんでください。

【鷹巣南部】 「おでんで暖かメニュー」 11月13日(木)提供

- ・献立 : おでん、いわしのおろし煮、小松菜ともやしの炒り煮、ご飯、牛乳
- ・北秋田市産食材 : 米、大根

冬の定番メニューの「おでん」を提供します。具の大根は、北秋田市産を使用しました。さらに出汁には、昆布やかつお節の他に、さば節やシイタケも使用していて、うま味成分の相乗効果で風味豊かな味わいになっています。

【もりよし】 「食材無償提供事業メニュー(桃豚)」 11月26日(水)提供

- ・献立 : カラフル桃豚丼、豆腐ともぎくのスープ、ラ・フランスゼリー、牛乳
- ・北秋田市産食材 : 豚肉、米、白菜、ねぎ

ポークランドグループから提供いただいた「桃豚」を使用した豚丼を提供します。この豚丼は、赤ピーマン、枝豆、炒り卵を具材として取り入れた三色丼のようなカラフルな豚丼です。

(2) 事故報告(異物混入) 10月20日(月)～11月14日(金)

報告なし

【学校教育課】

令和7年度

学校教育課

行事報告

月	日	曜	計画事項	場所	備考
11	5	水	教育支援委員会	交流センター	
	7	金	東北書写書道研究大会	米内沢小市民ふれあいプラザ	
	7	金	福島県田村市議会行政視察(市教委)	第二庁舎	
	19	水	国立市友好交流事業(視察派遣)～21日	国立市	米小:鈴木雅翔教諭 教委:茂内課長
	26	水	なかよし交流会	市民ふれあいプラザ	
	26	水	国立市友好交流事業(派遣受け入れ～28日)	鷹巣小・鷹巣中	
	27	木	教育センター生徒指導主事部会	交流センター	

行事予定

月	日	曜	計画事項	場所	備考
12	2	火	教育センター養護教諭部会 教育センター栄養教諭部会	交流センター	
	3	水	秋田県学習状況調査・市学力調査(小学校・義務教育学校前期課程)	各小学校・義務教育学校前期課程	
	4	木	秋田県学習状況調査(中学校・義務教育学校後期課程)	各中学校・義務教育学校後期課程	
	12	金	通級指導担当者会	鷹巣小学校	
	19	金	教育センター学校事務部会	第二庁舎	
	25	木	2学期終業式	各校	
	26	金	冬季休業日(～1／13)		

1 令和7年11月1日現在児童・生徒数 (前月比)
小学校・義務教育学校前期 : 857人 (±0)
中学校・義務教育学校後期 : 517人 (+1)
合計 1374人 (+1)
※各校の詳細は資料参照 合川小 -1 阿仁学園へ
阿仁学園 +1 合川小から
鷹巣中 +1 能代市から

2 職員の異動等
・学校サポーター 合川小 杉渕美紀子 (R7.11.20~)

3 不審者等の情報
・大館北秋田地域での情報はありません。

4 クマやサルの目撃情報への対応 別紙参照

・栗の木や柿の木への出没が続いています。

5 クマの出没に伴うスクールバスの臨時運行について

- (1) 鷹巣小学校 11月6日(木)から11月18日(火)まで
①下校時に徒步での送迎を余儀なくされている児童を対象として申請受付
②運行形態
スクールバスの運行経路変更・・・4名
スクールバスの通常経路途中・・・2名
- (2) 阿仁学園 11月18日(火)から運行中
①登下校時の送迎が困難な児童生徒を対象として申請受付
②運行形態
(登校時) • 運行経路変更
• 増発(学校到着後の2本目として運行)
(下校時) • 運行経路変更
• 増発(通常便の前に1本運行)
• 15時05分 及び 16時05分 それぞれに2本運行する
③経路外の児童1名にはスクールタクシーの経路変更で対応

令和7年度児童生徒数

令和7年11月1日現在

(単位:人)

学校名	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		計								
鷹巣小学校	男	21	36	男	32	49	男	27	52	男	30	60	男	27	49	男	26	47	男	163	293
	女	15		女	17		女	25		女	30		女	22		女	21		女	130	
鷹巣東小学校	男	5	12	男	8	13	男	3	12	男	5	14	男	3	4	男	7	17	男	31	72
	女	7		女	5		女	9		女	9		女	1		女	10		女	41	
綴子小学校	男	4	11	男	3	5	男	5	11	男	5	12	男	6	12	男	9	19	男	32	70
	女	7		女	2		女	6		女	7		女	6		女	10		女	38	
清鷹小学校	男	9	19	男	10	19	男	17	21	男	8	18	男	12	28	男	10	20	男	66	125
	女	10		女	9		女	4		女	10		女	16		女	10		女	59	
米内沢小学校	男	10	22	男	7	15	男	11	18	男	10	22	男	5	16	男	14	28	男	57	121
	女	12		女	8		女	7		女	12		女	11		女	14		女	64	
合川小学校	男	12	17	男	10	17	男	17	27	男	14	25	男	11	26	男	12	32	男	76	144
	女	5		女	7		女	10		女	11		女	15		女	20		女	68	
義務教育学校 阿仁学園 (前期課程)	男	0	3	男	1	2	男	1	5	男	2	7	男	5	7	男	7	8	男	16	32
	女	3		女	1		女	4		女	5		女	2		女	1		女	16	
計	男	61	120	男	71	120	男	81	146	男	74	158	男	69	142	男	85	171	男	441	857
	女	59	120	女	49	120	女	65	146	女	84	158	女	73	142	女	86	171	女	416	

学校名	1年生		2年生		3年生												計	
鷹巣中学校	男	53	94	男	57	114	男	61	114							男	171	322
	女	41		女	57		女	53								女	151	
森吉中学校	男	13	20	男	17	28	男	9	31							男	39	79
	女	7		女	11		女	22								女	40	
合川中学校	男	14	32	男	13	28	男	15	29							男	42	89
	女	18		女	15		女	14								女	47	
義務教育学校 阿仁学園 (後期課程)	男	5	6	男	8	10	男	9	11							男	22	27
	女	1		女	2		女	2								女	5	
計	男	85	152	男	95	180	男	94	185							男	274	517
	女	67	152	女	85	180	女	91	185							女	243	

総 数	1,374
-----	-------

【生涯学習課】

令和7年

行 事 報 告

生涯学習係

月	日	曜	報 告 事 項	場 所	備 考
11	4	火	定期講座「はじめてのオカリナ教室」	市民ふれあいプラザ	8人・18日
	10	月	定期講座「ストレッヂョガ教室」	市民ふれあいプラザ	19人
			第6回家庭教育支援チーム会議	市民ふれあいプラザ	7人
	11	火	令和7年度北秋地区生涯学習奨励員協議会「研究大会」	市民ふれあいプラザ	24人
			秋田県北地区社会教育主事協会第2回役員会	北秋田地域振興局	10人
	12	水	あきたやさしい日本語キャラバンinきたあきた	市民ふれあいプラザ	秋田県国際交流協会 19人
	13	木	定期講座「韓国語講座」	市民ふれあいプラザ	20日
	14	金	第3回社会教育委員の会議	市民ふれあいプラザ	
			第75回秋田県公民館大会	小坂町	
	15	土	第25回子どもたちの伝承芸能合同発表会	交流センター	
	17	月	SOSの出し方授業	鷹巣東小学校	東京都健康長寿センター研究所
			マタギの地恵体験学習会第4回実行委員会	前田公民館	
	18	火	SOSの出し方授業	鷹巣中学校、米内沢小学校	東京都健康長寿センター研究所
	19	水	短期講座「イスでyoga」	市民ふれあいプラザ	
	25	火	短期講座「香り味わう、楽しむコーヒー講座」	市民ふれあいプラザ	
			第7回家庭教育支援チーム会議	市民ふれあいプラザ	
	27	木	高齢者大学合同講座	文化会館	
	28	金	第3回森吉コミュニティセンター改築検討委員会	森吉コミュニティセンター	

令和7年

行 事 報 告

文化財係

月	日	曜	報 告 事 項	場 所	備 考
11	17	月	令和7年度秋田県民俗芸能功労者表彰式	県庁 教育委員室	第二庁舎7階

令和7年

行 事 報 告

鷹巣地区公民館

月	日	曜	報 告 事 項	場 所	備 考
11	1	土	坊沢公民館まつり	坊沢公民館	～2日
			綴子公民館まつり	綴子公民館	～3日
			七座公民館定期講座「リズム体操講座」	七座公民館	
	3	月	沢口公民館定期講座「絵手紙講座」	沢口公民館	
	7	金	綴子公民館定期講座「オカリナ講座」	綴子公民館	21日
	10	月	坊沢公民館定期講座「ヨガ入門講座パート2」	坊沢公民館	
			坊沢公民館定期講座「色々ものづくり講座」	坊沢公民館	
	14	金	栄公民館定期講座「ザ・家庭料理アラカルト」講座	栄公民館	
	18	火	七日市公民館定期講座「やさしいパッチワーク教室」	七日市公民館	
	19	水	沢口公民館定期講座「いきいきクラブ」	沢口公民館	
	20	木	七日市公民館定期講座「みんなで歌おう愛唱歌」	七日市公民館	
	23	日	七座公民館定期講座「趣味を楽しむ講座」	七座公民館	
	25	火	栄公民館定期講座「キラッと樺細工」講座	栄公民館	

令和7年

行 事 報 告

合川公民館

月	日	曜	報 告 事 項	場 所	備 考
11	4	火	定期講座「脳トレ！健康マージャン」	合川公民館	16人
	5	水	定期講座「みんなの保健室」	合川公民館	5人
	7	金	定期講座「みんなの子育て保健室」	合川公民館	3人
			定期講座「ピラティス講座」	合川公民館	27人
			定期講座「パソコン講座エクセル編」	あいターミナル	11人・21日
	19	水	合川ことぶき大学「学習会」 合川中学校講演「いのちを守る」	合川中学校	15人
	27	木	短期講座「～デキル男は料理上手～男性の手料理デビュー講座」③	合川公民館	
			高齢者大学合同講座	文化会館	

令和7年

行 事 報 告

森吉・前田公民館

月	日	曜	報 告 事 項	場 所	備 考
11	4	火	前田公民館定期講座「薬膳料理教室」	前田公民館	7人
	6	木	森吉公民館定期講座「もりよし社会科俱楽部～秋田市探訪」	秋田市	15人
	7	金	森吉公民館定期講座「健康やさい作り講座」	本城地内	5人
	9	日	合川公民館ロビー展in森吉公民館「木村けい子・松橋裕子・梅田裕子『絵手紙展』」	森吉コミュニティセンター	10/23～
	10	月	森吉公民館定期講座「あかり作り講座」	森吉コミュニティセンター	8人
	11	火	第4回森吉大学学習会	米内沢小学校	27人
	13	木	森吉公民館定期講座「音楽館レコード俱楽部」	浜辺の歌音楽館	
			前田公民館定期講座「はじめての健康マージャン教室」	前田公民館	
	16	日	もりよし文化交流会	森吉コミュニティセンター	展示～28日
	21	金	森吉公民館定期講座「はじめての野鳥観察講座」	大潟村	
	26	水	森吉公民館定期講座「壮快！スポーツ・レク講座」	森吉コミュニティセンター	
	27	木	前田公民館定期講座「はじめての健康マージャン教室」 高齢者大学合同講座	前田公民館 文化会館	

令和7年

行 事 報 告

阿仁・大阿仁公民館

月	日	曜	報 告 事 項	場 所	備 考
11	8	土	阿仁文化交流のつどい	阿仁公民館	338人・9日
	11	火	合川公民館ロビー展in阿仁公民館「木村けい子・松橋裕子・梅田裕子『絵手紙展』」	阿仁公民館	～25日
	12	水	阿仁生き活き大学移動研修	秋田市	
	20	木	阿仁公民館短期講座「クリスマス・正月向け生け花講座」	阿仁公民館	
	27	木	高齢者大学合同講座	文化会館	

令和7年

行 事 報 告

鷹巣・森吉図書館

月	日	曜	報 告 事 項	場 所	備 考
11	6	木	北秋田市読書感想画コンクール受賞作品展示	文化会館	～12/23
	7	金	鷹巣図書館見学（鷹巣小学校2年生 49人）	鷹巣図書館	引率6名
	25	火	鷹巣図書館見学（阿仁学園1、2年生）	鷹巣図書館	
	29	土	北秋田市読書感想文・読書感想画コンクール表彰式	文化会館	
	30	日	図書館イベント「きたあきた読書まつり」最終日	各図書館・公民館図書室	10/23～

令和7年

行 事 予 定

生涯学習係

月	日	曜	予 定 事 項	場所	備 考
12	2	火	フィンランド・クリスマス展	市民ふれあいプラザ 北欧の杜公園パークセンター	～25日
			定期講座「はじめてのオカリナ教室」	市民ふれあいプラザ	18日
	4	木	定期講座「韓国語講座」	市民ふれあいプラザ	
	7	日	生涯学習フェスタ2025	市民ふれあいプラザ	
	8	月	定期講座「ストレッヂヨガ教室」	市民ふれあいプラザ	
	12	金	短期講座「懐かし昭和ミュージックカフェ♪」	市民ふれあいプラザ	
	14	日	家庭教育支援チーム「おたのしみ手作りコーナー」	市民ふれあいプラザ	
	22	月	市民ふれあいプラザ臨時休館（全館清掃）	市民ふれあいプラザ	～23日

令和7年

行 事 予 定

文化財係

月	日	曜	予 定 事 項	場所	備 考
12	16	火	第2回北秋田市文化財保護審議会	市民ふれあいプラザ	

令和7年

行 事 予 定

鷹巣地区公民館

月	日	曜	報 告 事 項	場 所	備 考
12	1	月	坊沢公民館定期講座「ヨガ入門講座パート2」	坊沢公民館	
			沢口公民館定期講座「絵手紙講座」	沢口公民館	
	8	月	坊沢公民館定期講座「色々ものづくり講座」	坊沢公民館	
	12	金	栄公民館定期講座「ザ・家庭料理アラカルト」講座	栄公民館	
	16	火	七日市公民館定期講座「やさしいパッチワーク教室」	七日市公民館	
	18	木	七日市公民館定期講座「みんなで歌おう愛唱歌」	七日市公民館	
	20	土	七座公民館定期講座「趣味を楽しむ講座」	七座公民館	
	23	火	栄公民館定期講座「キラッと樺細工」講座	栄公民館	

令和7年

行 事 予 定

合川公民館

月	日	曜	予 定 事 項	場所	備 考
12	2	火	定期講座「脳トレ！健康マージャン」	合川公民館	
	3	水	定期講座「みんなの保健室」	合川公民館	
			定期講座「みんなの子育て保健室」	合川公民館	
	5	金	定期講座「ピラティス講座」	合川公民館	
			ロビー展「嵯峨御流『いけばな展』」	合川公民館	～7日
	6	土	短期講座「はじめてさんの『きりたんぽ作り講座』」	合川公民館	
	7	日	短期講座「パティシエ教室『アイシングクッキーづくり講座』」	合川公民館	21日
	26	金	ロビー展「冥心書道合川教室『書道作品展』」	合川公民館	～1月7日

令和7年

行 事 予 定

森吉・前田公民館

月	日	曜	予 定 事 項	場所	備考
12	9	火	前田公民館定期講座「薬膳料理教室」	前田公民館	
	10	水	森吉公民館定期講座「未来に残したい郷土料理講座」	森吉コミュニティセンター	
	11	木	森吉公民館定期講座「音楽館レコード俱楽部」	浜辺の歌音楽館	
			前田公民館定期講座「はじめての健康マージャン教室」	前田公民館	
	17	水	年越し蕎麦打ち講座	森吉コミュニティセンター	
	24	水	森吉公民館定期講座「壮快！スポーツ・レク講座」	森吉コミュニティセンター	
	25	木	前田公民館定期講座「はじめての健康マージャン教室」	前田公民館	

令和7年

行 事 予 定

阿仁・大阿仁公民館

月	日	曜	予 定 事 項	場所	備考
12	8	月	阿仁公民館 定期講座「暮らしを彩るちりめん細工講座」	阿仁公民館	22日
	18	木	阿仁公民館短期講座「クリスマス・正月向け生け花講座」	阿仁公民館	

令和7年

行 事 予 定

鷹巣・森吉図書館

月	日	曜	予 定 事 項	場所	備考
12	15	月	移動文庫（施設追加：北秋田市役所本庁舎）	市内12施設	
	17	水	ライブラリー+1研修（図書館職員研修）	オンライン	
	23	火	北秋田市読書感想画コンクール受賞(特選、入選)作品展示	文化会館	11月6日～

工事等発注一覧表

令和7年10月1日～令和7年10月31日

※ 150万円以上（消費税含む）

(単位：円)

番号	工事名又は業務名等	契約年月日	契約金額	工期	請負業者名
1	地下タンク内面FRPライニング工事（清鷹小学校）	R7.10.17	4,604,600	R7.10.20～R8.3.20	有限会社和田設備工業
2	空調設備工事（清鷹小学校）	R7.10.17	28,710,000	R7.10.20～R8.1.19	日通プロパン鷹巣販売有限会社
3	空調設備工事（米内沢小学校）	R7.10.20	15,400,000	R7.10.21～R8.1.19	有限会社安藤電機
4	地質調査業務委託（鷹巣中学校）	R7.10.31	8,690,000	R7.11.4～R7.12.18	秋田ボーリング株式会社
5	学校施設災害復旧工事（義務教育学校阿仁学園）	R7.10.7	1,991,000	R7.10.8～R7.11.28	吉河林業緑化株式会社
6	学校施設災害復旧工事（鷹巣東小学校）	R7.10.16	13,420,000	R7.10.17～R7.12.1	有限会社森川防水工業
	教育総務課		6件		
1	森吉コミュニティセンター改築基本設計業務委託	R7.10.17	13,750,000	R7.10.20～R8.3.25	村岡建築事務所
	生涯学習課		1件		
	合計		7件		

承認第 13 号

市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第 23 号 北秋田市あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

専決第 23 号

専 決 処 分 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 市議会提出議案に関する意見聴取について（北秋田市あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について）

令和 7 年 11 月 17 日専決

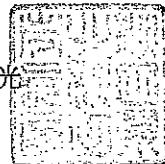
北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

北秋総 110014

令和7年11月10日

北秋田市教育委員会様

北秋田市長 津 谷 永 光



市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第29条の規定に基づき、次のとおり北秋田市教育委員会の意見を求めます。

1 案件名

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について
令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第11号）の関係部分
令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第12号）の関係部分
工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事）

2 提案議会

令和7年市議会 12月定例会

3 回答期限

令和7年11月20日（木）正午

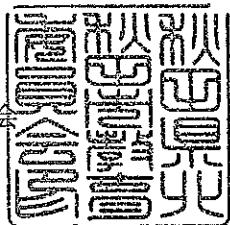
4 回答先

北秋田市総務部総務課総務係

北秋教総 110012
令和 7 年 11 月 17 日

北秋田市長 津谷 永光 様

北秋田市教育委員会



市議会提出案に関する意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 7 年 11 月 10 日付け北秋総 110014 にて意見を求められた次に示す議案について、異議ありません。

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について
令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 11 号）の関係部分
令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号）の関係部分
工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事）

議案第86号

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

新たに指定管理者制度を導入することに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 1 号

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例

北秋田市上杉あいターミナル条例（平成17年北秋田市条例第258号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報化社会に対応した各種活動、交流を通し」を削り、「使用する」を「利用する」に改める。

第5条を第9条とする。

第4条中「使用する」を「利用する」に改め、同条を第8条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に、「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理及び運営）

第3条 北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、上杉あいターミナルの管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。

2 前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条中「教育委員会」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 上杉あいターミナルの利用の許可に関する業務
- (2) 上杉あいターミナルの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上杉あいターミナルの利用促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（利用時間）

第5条 上杉あいターミナルの利用時間は、午前7時から午後5時までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

3 指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 上杉あいターミナルを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、上杉あいターミナルの管理運営上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料) 北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民相互の融和を深めるとともに、北秋田市指定の無形民俗文化財「上杉大名列踊り」の保存と伝承を図り、地域における各種会合、学習等地域活動の場として利用することを目的とし、北秋田市上杉あいターミナル（以下「上杉あいターミナル」という。）を設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>情報化社会に対応した各種活動、交流を通じ市民相互の融和を深めるとともに、北秋田市指定の無形民俗文化財「上杉大名列踊り」の保存と伝承を図り、地域における各種会合、学習等地域活動の場として使用することを目的とし、北秋田市上杉あいターミナル（以下「上杉あいターミナル」という。）を設置する。</u></p>
<p>(指定管理者による管理及び運営)</p> <p>第3条 <u>北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、上杉あいターミナルの管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。</u></p>	
<p>2 前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条中「教育委員会」を「指定管理者」に読み替えるものとする。</p>	
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>上杉あいターミナルの利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>上杉あいターミナルの施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>上杉あいターミナルの利用促進に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</u></p>	
<p>(利用時間)</p> <p>第5条 <u>上杉あいターミナルの利用時間は、午前7時から午後5時までとする。</u></p>	
<p>2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるとときは、利用時間を変更することができる。</p>	
<p>3 指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て利用時間を変更することができる。</p>	

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p><u>第6条 上杉あいターミナルを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、上杉あいターミナルの管理運営上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p><u>第7条 教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の<u>利用</u>を拒み、又は退出を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>利用者</u>に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第8条 上杉あいターミナルを利用する者は、上杉あいターミナル若しくはその設備を損傷し又は滅失させたときは、教育委員会の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 (略)</u></p>	<p>(使用の制限)</p> <p><u>第3条 北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の<u>使用</u>を拒み、又は退出を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>使用者</u>に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第4条 上杉あいターミナルを使用する者は、上杉あいターミナル若しくはその設備を損傷し又は滅失させたときは、教育委員会の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条 (略)</u></p>

○北秋田市上杉あいターミナル条例

平成17年3月22日条例第258号

改正

令和5年12月19日条例第31号
令和7年12月 日条例第 号

北秋田市上杉あいターミナル条例

(設置)

第1条 市民相互の融和を深めるとともに、北秋田市指定の無形民俗文化財「上杉大名行列踊り」の保存と伝承を図り、地域における各種会合、学習等地域活動の場として利用することを目的とし、北秋田市上杉あいターミナル（以下「上杉あいターミナル」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 上杉あいターミナルの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北秋田市上杉あいターミナル	北秋田市上杉字相染岱174番地1 外

(指定管理者による管理及び運営)

第3条 北秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、上杉あいターミナルの管理及び運営を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。

2 前項の規定により管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条中「教育委員会」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 上杉あいターミナルの利用の許可に関する業務
- (2) 上杉あいターミナルの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上杉あいターミナルの利用促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用時間)

第5条 上杉あいターミナルの利用時間は、午前7時から午後5時までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるとときは、利用時間を変更することができる。

3 指定管理者が管理及び運営を行う場合、特に必要があると認めるとときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 上杉あいターミナルを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、上杉あいターミナルの管理運営上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を拒み、又は退出を命ずることができる。

- (1) 公序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 行商その他これに類すると認められるとき。
- (3) 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (5) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(損害賠償義務)

第8条 上杉あいターミナルを利用する者は、上杉あいターミナル若しくはその設備を損傷し又は滅失させたときは、教育委員会の指定する方法で弁償しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の合川町立上杉あいターミナル設置条例（平成13年合川町条例第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年12月19日条例第31号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月 日条例第 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

承認第 14 号

市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第 24 号 令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 11 号）の関係部分）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

専決第 24 号

専 決 処 分 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 市議会提出議案に関する意見聴取について（令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 11 号）の関係部分）

令和 7 年 11 月 17 日専決

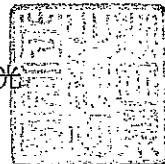
北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

北秋総 11014

令和7年11月10日

北秋田市教育委員会様

北秋田市長 津 谷 永 光



市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第29条の規定に基づき、次のとおり北秋田市教育委員会の意見を求めます。

1 案件名

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について
令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第11号）の関係部分
令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第12号）の関係部分
工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事）

2 提案議会

令和7年市議会12月定例会

3 回答期限

令和7年11月20日（木）正午

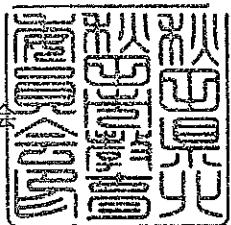
4 回答先

北秋田市総務部総務課総務係

北秋教総 110012
令和 7 年 11 月 17 日

北秋田市長 津谷 永光 様

北秋田市教育委員会



市議会提出案に関する意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 7 年 11 月 10 日付け北秋総 110014 にて意見を求められた次に示す議案について、異議ありません。

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について
令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 11 号）の関係部分
令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号）の関係部分
工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事）

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第11号）

<教育委員会関係分>

議案第 87 号

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 121, 511 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30, 723, 602 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		3,556,279	44	3,556,323
	2 国 庫 補 助 金	1,562,428	44	1,562,472
19 繰 入 金		2,479,960	121,467	2,601,427
	2 基 金 繰 入 金	2,398,619	121,467	2,520,086
歳 入 合 計		30,602,091	121,511	30,723,602

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 業 費		1,418,282	10,525	1,428,807
	1 農 業 費	894,601	5,850	900,451
	2 林 業 費	522,531	4,675	527,206
7 商 工 費		1,645,129	3,818	1,648,947
	1 商 工 費	1,645,129	3,818	1,648,947
8 土 木 費		3,148,357	13,350	3,161,707
	1 土 木 管 理 費	100,162	4,676	104,838
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,904,672	5,821	1,910,493
	4 都 市 計 画 費	88,400	1,857	90,257
	6 公 共 下 水 道 費	682,324	996	683,320
9 消 防 費		1,195,248	30,133	1,225,381
	1 消 防 費	1,195,248	30,133	1,225,381
10 教 育 費		2,275,667	12,972	2,288,639
	1 教 育 総 務 費	508,375	6,307	514,682
	2 小 学 校 費	248,439	535	248,974
	3 中 学 校 費	148,937	188	149,125
	5 社 会 教 育 費	740,823	4,008	744,831
	6 保 健 体 育 費	598,780	1,934	600,714

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,556,279	44	3,556,323
19 繰入金	2,479,960	121,467	2,601,427
歳入合計	30,602,091	121,511	30,723,602

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 議会費	170,697	1,291	171,988			1,291
2 総務費	3,687,063	17,842	3,704,905	44		17,798
3 民生費	6,466,457	15,833	6,482,290			15,833
4 衛生費	2,695,492	11,802	2,707,294			11,802
6 農林水産業費	1,418,282	10,525	1,428,807		270	10,255
7 商工費	1,645,129	3,818	1,648,947			3,818
8 土木費	3,148,357	13,350	3,161,707			13,350
9 消防費	1,195,248	30,133	1,225,381			30,133
10 教育費	2,275,667	12,972	2,288,639			12,972
11 災害復旧費	4,512,880	3,945	4,516,825			3,945
歳出合計	30,602,091	121,511	30,723,602	44	270	121,197

2 歳 入

15款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節			説 明
				区 分	金	額	
1. 総務費国庫補助金	343,208	44	343,252	2. 戸籍住民基本台帳費補助金		44	個人番号カード交付事務費補助金 44
計	1,562,428	44	1,562,472				

19款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,931,853	121,197	2,053,050	1. 財政調整基金繰入金		121,197	財政調整基金繰入金 121,197
2. 森林経営管理基金繰入金	83,311	270	83,581	1. 森林経営管理基金繰入金		270	森林経営管理基金繰入金 270
計	2,398,619	121,467	2,520,086				
歳入合計	30,602,091	121,511	30,723,602				

3歳出

8款 土木費

6項 公共下水道費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
1. 公共下水道費	682,324	996	683,320				996	23. 投資及び出資金	996	下水道事業出資金 996
計	682,324	996	683,320				996			

9款 消防費

1項 消防費

1. 常備消防費	1,006,231	29,852	1,036,083				29,852	2. 給料	11,509	一般職給 11,509
								3. 職員手当等	16,529	扶養手当 400 通勤手当 264 時間外勤務手当 8,753 休日勤務手当 1,268 期末手当 3,555 勤勉手当 2,188 寒冷地手当 101
2. 非常備消防費	81,081	281	81,362				281	4. 共済費	1,814	共済組合負担金 1,814
								2. 給料	133	一般職給 133
計	1,195,248	30,133	1,225,381				30,133	3. 職員手当等	88	期末手当 43 勤勉手当 45
								4. 共済費	60	共済組合負担金 60

10款 教育費

1項 教育総務費

2. 事務局費	177,996	3,436	181,432				3,436	2. 給料	1,967	一般職給 1,967
								3. 職員手当等	1,210	通勤手当 14 期末手当 631 勤勉手当 523 寒冷地手当 42
3. 教育センタ一費	6,343	87	6,430				87	4. 共済費	259	共済組合負担金 259
								1. 報酬	73	会計年度任用職員報酬 73
							87	3. 職員手当等	11	期末手当 6 勤勉手当 5

10款 教育費

1項 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
							8. 旅費	3	費用弁償 3	
5. 教育助成費	116,348	2,291	118,639				1. 報酬	1,769	会計年度任用職員報酬 1,769	
							3. 職員手当等	365	期末手当 221 勤勉手当 144	
							8. 旅費	157	費用弁償 157	
7. 学童研修センター運営費	15,331	493	15,824				1. 報酬	342	会計年度任用職員報酬 342	
							3. 職員手当等	110	期末手当 65 勤勉手当 45	
							8. 旅費	41	費用弁償 41	
計	508,375	6,307	514,682				6,307			

10款 教育費

2項 小学校費

2. 学校運営費	152,354	535	152,889				535	2. 給料	520	一般職給 520
								3. 職員手当等	15	通勤手当 15
計	248,439	535	248,974				535			

10款 教育費

3項 中学校費

2. 学校運営費	87,659	188	87,847				188	2. 給料	129	一般職給 129
								3. 職員手当等	52	期末手当 39 勤勉手当 13
								4. 共済費	7	共済組合負担金 7
計	148,937	188	149,125				188			

10款 教育費

5項 社会教育費

1. 社会教育総務費	149,501	192	149,693				192	1. 報酬	146	会計年度任用職員報酬 146
								3. 職員手当等	41	期末手当 22 勤勉手当 19
								8. 旅費	5	費用弁償 5
2. 文化振興費	147,637	2,530	150,167				2,530	1. 報酬	464	会計年度任用職員報酬 464
								2. 給料	1,056	一般職給 1,056

10款 教育費

5項 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地方債	その他				
								3. 職員手当等	806 通勤手当 8 期末手当 405 勤勉手当 393	
								4. 共済費	201 共済組合負担金 201	
								8. 旅費	3 費用弁償 3	
3. 公民館費	148,952	583	149,535				583	1. 報酬	267 会計年度任用職員報酬 267	
								3. 職員手当等	314 期末手当 168 勤勉手当 146	
								8. 旅費	2 費用弁償 2	
4. 文化会館費	224,309	354	224,663				354	1. 報酬	245 会計年度任用職員報酬 245	
								3. 職員手当等	109 期末手当 64 勤勉手当 45	
5. ふれあいプラザ費	54,309	349	54,658				349	1. 報酬	265 会計年度任用職員報酬 265	
								3. 職員手当等	72 期末手当 42 勤勉手当 30	
								8. 旅費	12 費用弁償 12	
計	740,823	4,008	744,831				4,008			

10款 教育費

6項 保健体育費

1. 保健体育総務費	53,396	1,517	54,913				1,517	1. 報酬	177 会計年度任用職員報酬 177
								2. 給料	515 一般職給 515
								3. 職員手当等	596 時間外勤務手当 355 期末手当 157 勤勉手当 84
								4. 共済費	219 共済組合負担金 219
								8. 旅費	10 費用弁償 10
4. 学校給食費	352,901	417	353,318				417	2. 給料	266 一般職給 266
								3. 職員手当等	108 期末手当 81 勤勉手当 27
								4. 共済費	43 共済組合負担金 43

10款 教育費

6項 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		
				国県支出金	地方債	その他				
計	598,780	1,934	600,714				1,934			

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設 災害復旧費	2,196,857	3,655	2,200,512			3,655	2. 納入料	929	一般職給	929
							3. 職員手当等	2,505	通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当	17 2,017 243 188 40
							4. 共済費	221	共済組合負担金	221
	計	2,756,595	3,655	2,760,250			3,655			

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施 設災害復旧 費	1,484,317	290	1,484,607			290	2. 納入料	138	一般職給	138
							3. 職員手当等	60	通勤手当 期末手当 勤勉手当	5 35 20
							4. 共済費	92	共済組合負担金	92
	計	1,487,617	290	1,487,907			290			
	歳出合計	30,602,091	121,511	30,723,602	44	270	121,197			

承認第 15 号

市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第 25 号 令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号）の関係部分）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

専決第 25 号

専 決 処 分 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 市議会提出議案に関する意見聴取について（令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号）の関係部分）

令和 7 年 11 月 17 日専決

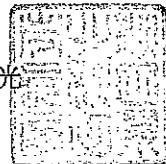
北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

北秋総 11014

令和7年11月10日

北秋田市教育委員会様

北秋田市長 津 谷 永 光



市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第29条の規定に基づき、次のとおり北秋田市教育委員会の意見を求めます。

1 案件名

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について
令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第11号）の関係部分
令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第12号）の関係部分
工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事）

2 提案議会

令和7年市議会12月定例会

3 回答期限

令和7年11月20日（木）正午

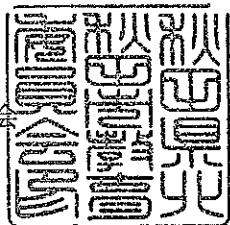
4 回答先

北秋田市総務部総務課総務係

北秋教総 110012
令和 7 年 11 月 17 日

北秋田市長 津谷 永光 様

北秋田市教育委員会



市議会提出案に関する意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 7 年 11 月 10 日付け北秋総 110014 にて意見を求められた次に示す議案について、異議ありません。

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について
令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 11 号）の関係部分
令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号）の関係部分
工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事）

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第12号）

<教育委員会関係分>

議案第 88 号

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 130, 589 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30, 854, 191 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
伊勢堂岱繩文館清掃委託	令和8年度	1,585 千円
体育館自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	957
体育館自動ドア保守点検委託	令和8年度	330
体育館エレベーター保守点検委託	令和8年度	108
体育館管理委託	令和8年度	28,163
野球場等管理委託	令和8年度	2,969
鷹巣陸上競技場管理委託	令和8年度	2,605
消防本部高機能指令センター設備保守委託	令和8年度	7,524
消防本部消防救急デジタル無線設備保守委託	令和8年度	11,600
メディカルコントロール委託	令和8年度	165
救命士気管挿管実習委託	令和8年度	154
西統合分署自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	238
阿仁分署自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	132
多言語通訳委託	令和8年度	130
NET119緊急通報システムサービス利用料	令和8年度	132
複合機賃貸借(教育総務課)	令和8年度	707
合川学童研修センター消防設備保守点検委託	令和8年度	84
小学校給食リフト保守点検委託	令和8年度	114
小学校自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	1,346
小学校警備委託	令和8年度	2,513
小学校エレベーター保守点検委託	令和8年度	2,166
中学校警備委託	令和8年度	898
中学校エレベーター保守点検委託	令和8年度	792
中学校自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	770
義務教育学校警備委託	令和8年度	396
義務教育学校自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	209
学校給食センター消防設備保守点検委託	令和8年度	216
学校給食センター警備委託	令和8年度	1,043

事 項	期 間	限 度 額
学校給食センターボイラー保守点検委託	令和8年度	千円 165
学校給食管理システム保守委託	令和8年度	231
学校給食センター自動ドア保守点検委託	令和8年度	1,054
学校給食センター自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	889
学校給食センター厨房設備保守管理委託	令和8年度	1,869
学校給食センター電力監視委託	令和8年度	102
学校給食センターエレベーター保守点検委託	令和8年度	740
学校給食センター給湯設備保守点検委託	令和8年度	1,100
学校給食費徴収管理システム保守委託	令和8年度	318
学校給食センター空調設備保守点検委託	令和8年度	1,835
スクールバス運行委託	令和8年度	42,643
スクールタクシー運行委託	令和8年度	12,679
小・中学校等ICT保守委託	令和8年度	4,026
小学校校内通信ネットワーク保守委託	令和8年度	11,806
中学校校内通信ネットワーク保守委託	令和8年度	6,527
義務教育学校校内通信ネットワーク保守委託	令和8年度	429
学習支援用ソフトライセンス使用料	令和8年度	2,116
複合機賃貸借(小学校)	令和8年度	125
印刷機賃貸借(小学校)	令和8年度	296
複合機賃貸借(中学校)	令和8年度	670
印刷機賃貸借(中学校)	令和8年度	198
印刷機賃貸借(義務教育学校)	令和8年度	40
坊沢公民館施設管理委託	令和8年度	4,079
栄公民館施設管理委託	令和8年度	3,873
前田公民館施設管理委託	令和8年度	3,953
七座公民館施設管理委託	令和8年度	3,821
綴子公民館施設管理委託	令和8年度	4,252
沢口公民館施設管理委託	令和8年度	4,579

事項	期間	限度額
七日市公民館施設管理委託	令和8年度	千円 4,002
複合機賃貸借(前田公民館)	令和8年度	152
合川公民館施設管理委託	令和8年度	2,725
合川公民館清掃委託	令和8年度	1,244
合川公民館自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	231
合川公民館警備委託	令和8年度	410
合川公民館空調設備保守点検委託	令和8年度	806
合川公民館自動ドア保守点検委託	令和8年度	80
複合機賃貸借(合川公民館)	令和8年度	99
印刷機賃貸借(合川公民館)	令和8年度	66
森吉コミュニティセンター施設管理委託	令和8年度	2,740
森吉コミュニティセンター自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	238
森吉コミュニティセンター自動ドア保守点検委託	令和8年度	44
森吉コミュニティセンター清掃委託	令和8年度	1,533
森吉コミュニティセンター夜間警備委託	令和8年度	287
複合機賃貸借(森吉コミュニティセンター)	令和8年度	317
印刷機賃貸借(森吉コミュニティセンター)	令和8年度	40
阿仁ふるさと文化センター清掃委託	令和8年度	1,270
阿仁ふるさと文化センター自家用電気工作物保安管理委託	令和8年度	228
阿仁ふるさと文化センター空調設備保守点検委託	令和8年度	418
阿仁ふるさと文化センター自動ドア保守点検委託	令和8年度	58
阿仁ふるさと文化センター夜間警備委託	令和8年度	172
阿仁ふるさと文化センター施設管理委託	令和8年度	2,575
複合機賃貸借(阿仁ふるさと文化センター)	令和8年度	291
印刷機賃貸借(阿仁ふるさと文化センター)	令和8年度	72
鷹巣図書館施設管理委託	令和8年度	981
図書館コンピュータシステム保守委託	令和8年度	650
図書館図書情報オンラインサービス使用料	令和8年度	412

事 項	期 間	限 度 額
複合機賃貸借（鷹巣図書館）	令和 8 年度	千円 275
複合機賃貸借（森吉図書館）	令和 8 年度	14
北秋田市民ふれあいプラザ日常清掃委託	令和 8 年度	4,317
北秋田市民ふれあいプラザ空調設備保守点検委託	令和 8 年度	2,002
北秋田市民ふれあいプラザエレベーター保守点検委託	令和 8 年度	872
北秋田市民ふれあいプラザ自動ドア保守点検委託	令和 8 年度	330
北秋田市民ふれあいプラザ警備委託	令和 8 年度	276
北秋田市民ふれあいプラザ情報システム保守委託	令和 8 年度	114
北秋田市民ふれあいプラザ自家用電気工作物保安管理委託	令和 8 年度	786
北秋田市民ふれあいプラザ施設管理委託	令和 8 年度	3,636
印刷機保守委託（北秋田市民ふれあいプラザ）	令和 8 年度	295
胡桃館遺跡保管庫警備委託	令和 8 年度	97
文化財収蔵庫警備委託	令和 8 年度	415
異人館・伝承館施設管理・窓口受付委託	令和 8 年度	3,417
異人館・伝承館警備委託	令和 8 年度	198

承認第 16 号

市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第 26 号 工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事））

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 11 月 27 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

専決第 26 号

専 決 処 分 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 市議会提出議案に関する意見聴取について（工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事））

令和 7 年 11 月 17 日専決

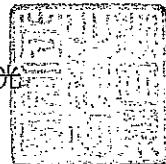
北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

北秋総 110014

令和7年11月10日

北秋田市教育委員会様

北秋田市長 津 谷 永 光



市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第29条の規定に基づき、次のとおり北秋田市教育委員会の意見を求めます。

1 案件名

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について
令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第11号）の関係部分
令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第12号）の関係部分
工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事）

2 提案議会

令和7年市議会12月定例会

3 回答期限

令和7年11月20日（木）正午

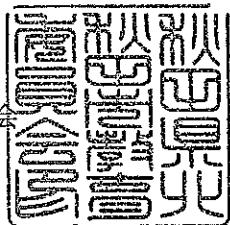
4 回答先

北秋田市総務部総務課総務係

北秋教総 110012
令和 7 年 11 月 17 日

北秋田市長 津谷 永光 様

北秋田市教育委員会



市議会提出案に関する意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、令和 7 年 11 月 10 日付け北秋教総 110014 にて意見を求められた次に示す議案について、異議ありません。

北秋田市上杉あいターミナル条例の一部を改正する条例の制定について
令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 11 号）の関係部分
令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 12 号）の関係部分
工事請負契約の変更について（旧阿仁中校舎解体工事）

議案第 105 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するものとする。

- 1 工 事 名 旧阿仁中校舎解体工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 変更前 金 155,100,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 14,100,000 円)
変更後 金 166,612,600 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 15,146,600 円)
- 4 契約の相手方 北秋田市米内沢字倉ノ沢出口 5 番地 1
秋田土建株式会社
代表取締役 北林照一郎

令和 7 年 12 月 2 日提出

北秋田市長 津谷永光

提案理由

議決を経て締結した請負契約を変更するため、北秋田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 43 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第 105 号 資料

概要説明

1 工事場所 北秋田市阿仁水無字畠町東裏 194 地内

2 工事内容 校舎解体工事

校舎棟 RC 造 3階 延べ床面積 1919.50 m²

渡り廊下 鉄骨造 1階 延べ床面積 31.60 m²

特別教室① 鉄骨造 1階 延べ床面積 248.02 m²

特別教室② RC 造 1階 延べ床面積 456.00 m²

変更理由

旧阿仁中校舎解体工事の一部仕様の変更に伴い、工事請負契約の増額変更が生じたため。

議案第 27 号

北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令の制定について

北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱（平成 17 年北秋田市教育委員会訓令第 6 号）
の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

提案理由

市内小中学校及び義務教育学校に通学する児童生徒の保護者に対して、通学に要する
経費の負担軽減を図るために就学援助費の支給に関し、必要な事項を定めるため、所要
の規定の改正を行うものである。

令和 7 年

教育委員会訓令第 号

北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱（平成 17 年北秋田市教育委員会訓令第 6 号）
の一部を次のとおり改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号の次に次の 1 号を加え、同項中「第 4 号まで」を「第 4 号まで及び第 7 号」に改める。

（7） 通学費

第 6 条第 1 項第 3 号の次に次の 2 号を加える。

（4） 通学費については、児童生徒が最も経済的な経路及び方法により、片道の通学距離が児童にあっては 4 キロメートル以上、生徒にあっては 6 キロメートル以上（特別支援学級の児童生徒にあっては通学距離は問わない。）で、原則、利用可能な公共交通機関の定期券を購入して通学する場合に要する交通費を支払うものとする。

（5） 前号の規定にかかわらず、天災等により徒步での登下校が危険だと考えられる場合において、自家用車など車による送迎が困難である場合に限り、タクシーやバスを利用した費用を支払うことができるものとする。ただし、その費用の支払いを受けようとする者は、あらかじめ市教育委員会に届け出なければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和 7 年 11 月 1 日から適用する。

(資料) ○北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(援助費目等)</p> <p>第3条 就学援助費の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、第1号から第4号まで及び第7号に規定する経費に係る就学援助は、要保護者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新入学児童生徒学用品費 (2) 学用品費 (3) 通学用品費 (4) 体育実技用具費（柔道着） (5) 修学旅行費 (6) 医療費（県立中学校は除く。） (7) 通学费 	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(援助費目等)</p> <p>第3条 就学援助費の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、第1号から第4号までに規定する経費に係る就学援助は、要保護者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新入学児童生徒学用品費 (2) 学用品費 (3) 通学用品費 (4) 体育実技用具費（柔道着） (5) 修学旅行費 (6) 医療費（県立中学校は除く。）
<p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第6条 教育長は、前条の規定により認定された者（以下「受給者」という。）への援助費の支給については、受給者の指定した金融機関の預金口座に学期毎に支給するものとする。ただし、下記の各号に掲げる場合は、各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 修学旅行費については、学校長からの児童生徒に係る精算報告書に基づき支払うものとする。 (2) 医療費の支払いについては、学校長より医療券の交付申請があったものに限り、医療機関からの請求に基づき、市教育委員会より当該医療機関へ直接支払うものとする。 (3) 新入学児童生徒学用品費については、入学前の3月に支払うことができるものとする。 (4) 通学费については、児童生徒が最も経済的な経路及び方法により、片道の通学距離が児童にあっては4キロメートル以上、生徒にあっては6キロメートル以上（特別支援学級の児童生徒にあっては通学距離は問わない。）で、原則、利用可能な公共交通機関の定期券を購入して通学する場合に要する交通費を支払うものとする。 	<p>第4条～第5条 (略)</p> <p>(支給方法)</p> <p>第6条 教育長は、前条の規定により認定された者（以下「受給者」という。）への援助費の支給については、受給者の指定した金融機関の預金口座に学期毎に支給するものとする。ただし、下記の各号に掲げる場合は、各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 修学旅行費については、学校長からの児童生徒に係る精算報告書に基づき支払うものとする。 (2) 医療費の支払いについては、学校長より医療券の交付申請があったものに限り、医療機関からの請求に基づき、市教育委員会より当該医療機関へ直接支払うものとする。 (3) 新入学児童生徒学用品費については、入学前の3月に支払うことができるものとする。

改 正 案	現 行
<p>(5) 前号の規定にかかわらず、天災等により徒歩での登下校が危険だと考えられる場合において、自家用車など車による送迎が困難である場合に限り、タクシーやバスを利用した費用を支払うことができるものとする。ただし、その費用の支払いを受けようとする者は、あらかじめ市教育委員会に届け出なければならない。</p>	
<p>2 (略)</p> <p>附 則 この訓令は、公布の日から施行し、令和7年11月1日から適用する。</p>	<p>2 (略)</p>

○北秋田市児童生徒就学援助費支給要綱

平成17年3月22日

教育委員会訓令第6号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して、就学援助費を支給し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(受給資格)

第2条 援助費の支給を受けることができる者は、本市に住所を有し、北秋田市立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は北秋田市以外の国・公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校に在籍している児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 北秋田市教育長（以下「教育長」という。）が別表1の認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者（以下「準要保護者」という。）

(援助費目等)

第3条 就学援助費の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、第1号から第4号まで及び第7号に規定する経費に係る就学援助は、要保護者を除く。

- (1) 新入学児童生徒学用品費
- (2) 学用品費
- (3) 通学用品費
- (4) 体育実技用具費（柔道着）
- (5) 修学旅行費
- (6) 医療費（県立中学校は除く。）
- (7) 通学費

2 前項の支給対象費目に係る支給額等については、国の定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価によるものとする。

(申請)

第4条 援助費の支給を受けようとする者は、毎年度、就学援助費申請書に必要事項を記入し、教育長に提出するものとする。

(認定)

第5条 教育長は、前条の申請があったときは、審査をし、その結果について申請者へ通知するとともに、当該児童生徒が就学している学校長に対して通知するものとする。

(支給方法)

第6条 教育長は、前条の規定により認定された者（以下「受給者」という。）への援助費の支給については、受給者の指定した金融機関の預金口座に学期毎に支給するものとする。ただし、下記の各号に掲げる場合は、各号のとおりとする。

- (1) 修学旅行費については、学校長からの児童生徒に係る精算報告書に基づき支払うものとする。
 - (2) 医療費の支払いについては、学校長より医療券の交付申請があつたものに限り、医療機関からの請求に基づき、市教育委員会より当該医療機関へ直接支払うものとする。
 - (3) 新入学児童生徒学用品費については、入学前の3月に支払うことができるものとする。
 - (4) 通学費については、児童生徒が最も経済的な経路及び方法により、片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上（特別支援学級の児童生徒にあつては通学距離は問わない。）で、原則、利用可能な公共交通機関の定期券を購入して通学する場合に要する交通費を支払うものとする。
 - (5) 前号の規定にかかわらず、天災等により徒步での登下校が危険だと考えられる場合において、自家用車など車による送迎が困難である場合に限り、タクシーやバスを利用した費用を支払うことができるものとする。ただし、その費用の支払いを受けようとする者は、あらかじめ市教育委員会に届け出なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、学校長は受給者から委任状の提出があつたときは代理受領できるものとする。

(状況変更等の届出)

第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく教育長に届け出なければならない。

- (1) 保護者の住所または氏名に変更があつたとき。
- (2) 生活保護法に基づく保護の開始または廃止があつたとき。
- (3) 前2号に掲げるものの他、就学援助費申請書の記載内容に変更があつたとき。

(認定の取消し)

第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合、受給資格としての認定を取り消し、又は援助費の支給の一部若しくは全部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 不正の手段により援助費の支給を受けたとき。

(援助費の返還)

第9条 教育長は、受給者が援助費の支給を受けた後、前条の規定により援助費の支給を取り消したときは、これを返還させることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

準要保護認定基準

前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかの措置を受けた者を「準要保護者」とする。

- (1) 生活保護法に定める保護の廃止又は停止の措置を受けた者
- (2) 地方税法に基づく市民税が非課税の者
- (3) 地方税法に基づく市民税が減免された者
- (4) 地方税法に基づく個人の事業税が減免された者
- (5) 地方税法に基づく固定資産税が減免された者
- (6) 国民年金法に基づく国民年金の保険料が減免された者
- (7) 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収を猶予された者
- (8) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けた者
- (9) 児童生徒が属する世帯の前年の所得額（給与所得控除後又は必要経費控除後の金額）
が、生活保護法第 8 条の規定に準拠して、次の算式により算定した額以下である者。
〔①生活扶助（1類、2類）+②期末一時扶助+③教育扶助+④住宅扶助+⑤障害者加算
+⑥母子加算+⑦児童養育加算〕×1.3

（注釈）生活保護基準額は、前年 12 月末日現在を使用する。

- (10) 特別の事情により、現年度において生活の困窮をきたしている者

報告第 11 号

専決処理の報告について（専決第 27 号 北秋田市公民館主事の任免について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したのでこれを報告する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

専決第 27 号

専 決 处 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処理する。

1 北秋田市公民館主事の任免

令和 7 年 11 月 4 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

北秋田市公民館主事の任免について

公民館名	氏 名	年月日	備考
北秋田市沢口公民館	佐藤 シエ子 (昭和21年11月25日生 78歳)	令和7年10月28日	死亡のため